

令和2年3月23日

岩倉市議会議長 梅村 均 様

厚生・文教常任委員会
委員長 大野 慎治

厚生・文教常任委員会行政視察報告書

見出しの件につきまして、下記のとおり実施しましたので報告いたします。

記

1. 実施日 令和元年10月8日（火）から10月10日（木）まで

2. 視察先・調査内容

	午 前	午 後
10月8日 (火曜)	(移 動)	福岡県春日市 「コミュニティ・スクールについて」
10月8日 (水曜)	山口県宇部市 「食品ロスを削減するための普及活動「やまぐち食べきつちよる運動について」 「生ごみを削減するための段ボールコンポストの活用について」	滋賀県栗東市 「栗東100歳大学について」
10月10日 (木曜)	滋賀県野洲市 「生活困窮者支援について」 「債権管理条例について」	(移 動)

3. 出席人数及び氏名

8名	<委員長> 大野 慎治	<副委員長> 榊谷 規子
	谷平 敬子	黒川 武
	須藤 智子	井上 真砂美
	関戸 郁文	<議会事務局・随員> 寺澤 顕

4. 復命事項

別紙のとおり

5. その他

特になし。

以上

厚生・文教常任委員会行政視察報告

日 時／令和元年10月8日（火）午後2時～4時

視察先／福岡県春日市

テーマ／コミュニティ・スクールの取組について

説明者／教育部 地域教育課 指導主幹 平石 信敏 様

教育部 地域教育課 ことも共育担当 主任 宮本 敬一 様

春日市の概要

平成31年3月末現在

人 口	113,157 人
世帯数	48,970 世帯
平均年齢	42.74 歳
高齢化率	21.41%
面 積	14.15km ²
人口密度	7,997 人/km ²

- ・人口密度高いまちで過密
- ・「住みやすさ」の市民意向調査で高い評価
(平成30年調査結果94.8%)
- ・インフラ等＋コミュニティ・スクールの展開に結ぶ協働のまちづくりも一つの要因
- ・人口の流出入が毎年激しく、地域づくりは重要課題
- ・自治会を中心として、地域の行事や活動が活発

春日市立小中学校の概要

小学校数	中学校数	児童数	生徒数
12 校 (15～31 学級)	6 校 (13～23 学級)	7,491 名 (330～922 名)	3,540 名 (368～774 名)

学力・体力は全国平均以上、不登校問題（不登校が多い）、18校中17校が2学期制

平成17年から中学校1校、小学校2校でコミュニティ・スクール導入⇒

平成22年全小中学校18校で完全導入

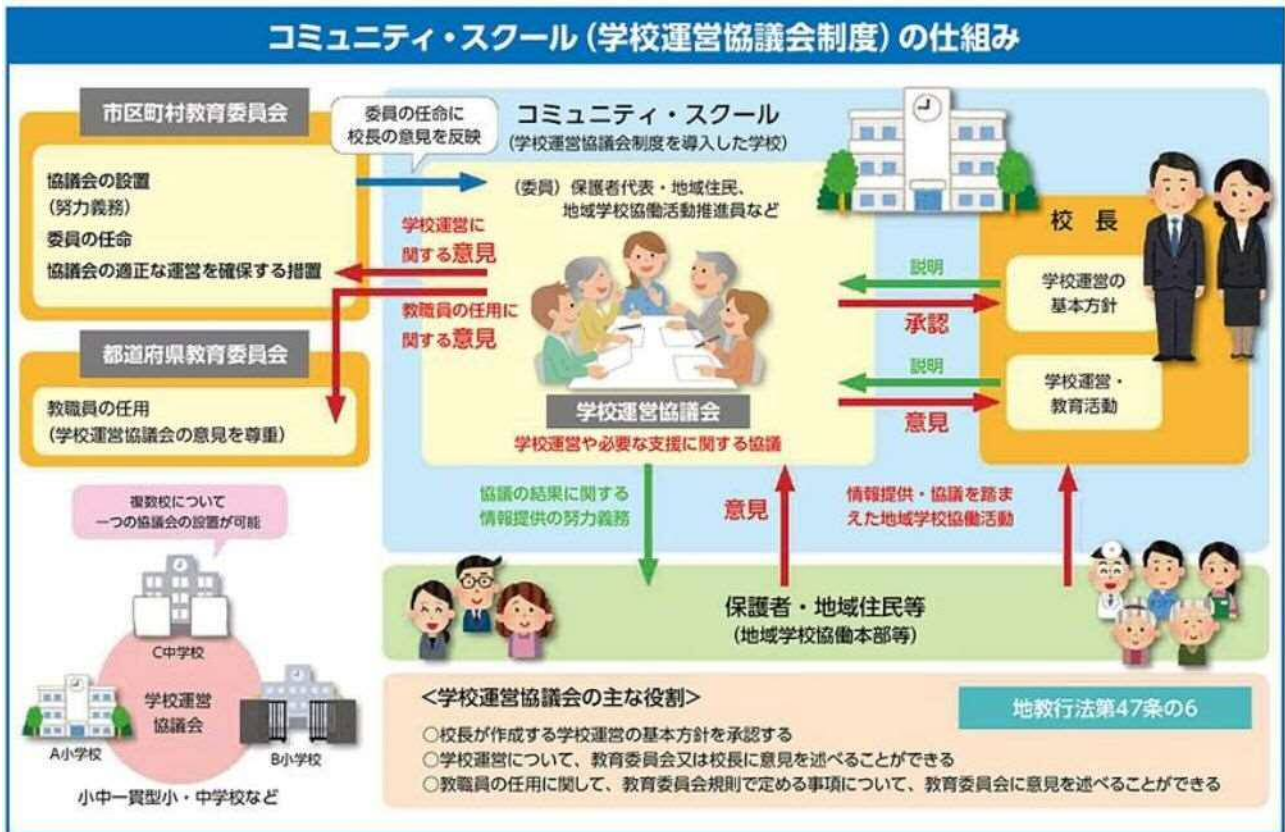
コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

法律（地教行法第47条の6）に基づいて教育委員会が学校に設置する学校運営協議会には、主な役割として、

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ・学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

の3つがあります。



コミュニティ・スクールを導入すると

コミュニティ・スクールを導入すると、地域と学校が同じ目標に向かっていける、共有することができる。さらに共通の目標が設定されることによって、子どもたちへの教育効果も期待できる。⇒ 地域と学校が一体となって役割分担しながら主体的に取り組むので、お互いに達成感を味わることができる。

平成 29 年 3 月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正されている。

- 改正のポイント
 - ・ 学校運営協議会の設置を努力義務化
 - ・ 協議会委員に、学校運営に資する活動を行う者を追加
 - ・ 教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めること
 - ・ 複数校で一つの協議会を設置することが可能
 - ・ 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することを努力義務化

春日市コミュニティ・スクールの概要

学校の取組

- ◇ 学校運営協議会の充実
- ◇ 社会に開かれた教育課程の整備・充実
- ◇ 市民性評価の実施
- ◇ 組織状況の自己診断の実施

学校・家庭・地域の基本的役割

学校... 基礎的基本的な学びの育成

家庭... 基本的な生活習慣の育成

地域... 安全・安心な明るい地域づくり

教育委員会の取組

◇ コミュニティ・スクール進捗状況評価の継続的实施と公表

◇ コミュニティ・スクール関連研修の実施

◇ 学校長の裁量権の拡大

◇ 学校・地域の負担軽減

首長部局の取組

◇ 組織の再編

「地域教育課ことも共育担当」

◇ 自治会改革

・ 地区世話人制度の廃止 ・ まちづくり交付金制度

・ 自治会連合会の設立

学校・教育委員会・首長部局が三位一体となって推進している。

コミュニティ・スクール関連予算

◇ 経常経費

報酬（会議1回500円）、費用弁償（会議1回1,000円）、消耗品費（約30,000円）

※ 令和元年度予算（市単費）4,145,000円（研修等旅費含む）

◇ 国・県から2/3補助事業

地域学校協働活動事業（春日中ブロック、春日西中ブロック6校）

※ 2,470,000円（市単費825,000円）

コミュニティ・スクールの5つの特徴

特徴1 目標から見た特徴【双方向の関係構築による共育】

◆ 地域⇄学校

・ 学校への支援活動（PTA・防犯パトロール・本の読み聞かせなど）

◆ 地域⇄学校

・ 三者による協働活動（健康ウォーク・ふれあい運動会・キャリア教育など）

◆ 学校⇄地域

・ 地域への貢献活動（夏祭りへの参画・敬老会等地域行事への参画など）

特徴2 学校運営協議会の位置づけから見た特徴

【協働・責任分担方式の学校運営協議会】

◆ 学校運営協議会は、校長のよき理解者、学校の応援団・支援団

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担い、協働しながら相互に責任を果たす方式

- ◆ 学校運営協議会委員構成
地域住民（自治会役員等）・保護者（PTA役員等）・学識経験者・幼稚園長・保育園長・民生委員・児童委員・教職員（校長・教頭）・行政職員（2名）他
うち民生委員・児童委員と行政職員は教育委員会が指名
学校推薦は20名以内⇒教育委員会が委嘱（報酬等支給）
- ◆ 協議会会議は年7回程度
学校経営と活動方針、学校運営協議会規則の共有化、学校支援ボランティア活動報告、引き渡し訓練報告・危険箇所点検、ノーテレビデー、ファミリー読書リレー、学校関係者評価の7回

特徴3 推進組織の位置づけから見た特徴【実働推進組織の設置】

- ◆ 学校運営協議会で協議・承認された内容と課題ごとに具体化・具現化していく実働組織の設置

実働組織3タイプの概要		長所	短所
A	<p>合同部会組織タイプ</p> <p>学校運営協議会で承認された重点目標や重点的取組の推進のための三者（学校・家庭・地域）の組織を束ねた合同部会</p>	○三者連携の取組が図りやすい。	■ 事務局（窓口）としての学校負担に配慮が必要
B	<p>三部会組織タイプ＋地域学校協働本部</p> <p>学校運営協議会で承認された目指す像（学校像・家庭像・地域像）の推進のための学校部会（校務分掌組）、地域部会（自治会組織等）、保護者者部会（PTA）の三部会 ※ ボランティアとつなぐ地域コーディネーター</p>	○三者の役割が明確で、それぞれの教育力が高まりやすい。	■ 三者の連携の場面・機会が必要
C	<p>学校支援組織タイプ</p> <p>学校運営協議会で承認された学校の教育目標の具現化を支援するため、自主的に集まった次のいずれかの組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ サポート推進本部（地域・保護者役員OB） ◎ CS推進本部（学校、地域、PTA、大学生、生徒） ◎ 各種ボランティア組織（保護者、地域） 	○三者の役割が明確で、それぞれの教育力が高まりやすい。	■ 学校と組織をつなぐ地域コーディネーターが必要

特徴4 教育課程・各種連携、学校環境から見た特徴

その1 【社会に開かれた教育家庭と各種連携】

- ◆ 教育課程を介して地域社会とつながる学校
- ◆ 地域連携カリキュラム（社会に開かれたカリキュラム）の4視点
 - 〈地域を生かす〉地域の方の経験や知識、趣味や特技を学習に生かす。
地域人材の活用
 - 〈地域で学ぶ〉地域の歴史、伝統、文化、自然等を学習に生かす。
地域教材で学ぶ
 - 〈地域で還す〉学んだことを地域や家庭に伝え還す。
公民館などに展示
 - 〈地域と学ぶ〉家庭や保護者・地域の方と共に学ぶ。
スマホの危険・薬物乱用防止教室など

共育活動事例

- ・なんちゅうカレッジ
- ・地域の方のしめ縄づくり指導
- ・地域の方の昔の遊び指導
- ・地域の方の野菜づくり指導
- ・おやじの会自転車教室
- ・地域の方の茶道クラブ指導
- ・地域の方の校外学習見守り・地域の方の安全見守り
- ・地域の方の朝の「丸付け」
- ・近隣大学生の学び手伝い
- ・公民館寺子屋での学習支援
- ・合同避難訓練
- ・生徒指導等に関する情報の共有化

小中連携活動

- ・あいさつ交流
- ・中学校体育教員による水泳指導

コミュニティ・スクールの効果

- ・社会性・市民性のほか、学校と地域との関係性の向上
- ・学校の活性化、学力の向上等にも効果が挙げていることが窺える。

コミュニティ・スクールの成果

- ・家庭学習の習慣化によって、基礎的・基本的な学力が身に付いてきています。
- ・子どもの地域に対する帰属意識が高まり、地域・郷土に貢献しようという地域愛・郷土愛が高まっています。
- ・授業や行事、教育環境整備などにおいて、保護者や地域住民による学習支援が進んでいます。
- ・学校支援を通して、学校と保護者、地域住民との相互交流が進み、保護者、住民の学校に対する当事者意識が高まっています。
- ・学校による積極的な情報発信により、学校理解が深まり、学校を支える地域基盤づくりにつながっています。
- ・学校・家庭・地域の三者連携により、「共育」活動が充実し、学校・家庭・地域の教育力向上につながっています。

質疑 学校運営協議会では教職員の任用に関する意見を言えることになっているが問題はあったのか。

回答 当初はご意見いただいたこともあったが、今ではほとんどない。学校の応援団としてのご意見をいただくことで、学校長がより視野が広がる貴重な意見と考えている。

まとめ

春日市のコミュニティ・スクールは、学校運営協議会において貴重なご意見をいただくことによって、更に学校を良くしていくという思いで「地域とともにある学校」を実践して先駆的であった。

本市においても、各種ボランティア・地域の方が関わって「地域とともにある学校」にはなっているが、各団体が各々に活動していることが課題である。

学校運営協議会では、教職員の任用に関する意見を言えることになっているが課題はあるが、不祥事等がない限り意見はでないのではないのかと考える。また、場合によっては教職員の任用に関する意見の項目を外すことも一考であると考えます。

愛知県内の市町村ではコミュニティ・スクールが遅れているが、近隣では江南市・北名古屋市・小牧市・一宮市等が導入済みであり、稲沢市でも令和元年度からモデル校として導入しているため、岩倉市においても、コミュニティ・スクール導入の検討を始める必要があると考えます。

日 時／令和元年10月9日（水）午前9時30分～11時30分

視察先／山口県宇部市

テーマ／段ボールコンポストの取組について

やまぐち食べきっちゃる運動 in UBEの取組について

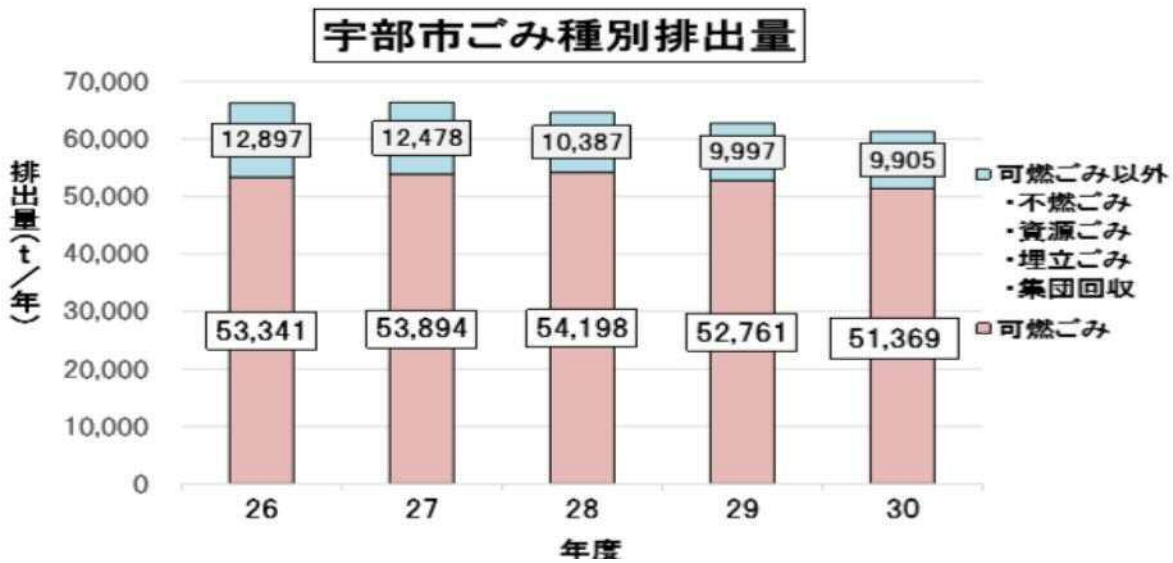
説明者／市民環境部 廃棄物対策課 副課長 河口 育太 氏

市民環境部 廃棄物対策課 ごみ減量推進係 西田 涼子 氏

市民環境部 廃棄物対策課 ごみ減量推進係 落合 有 氏

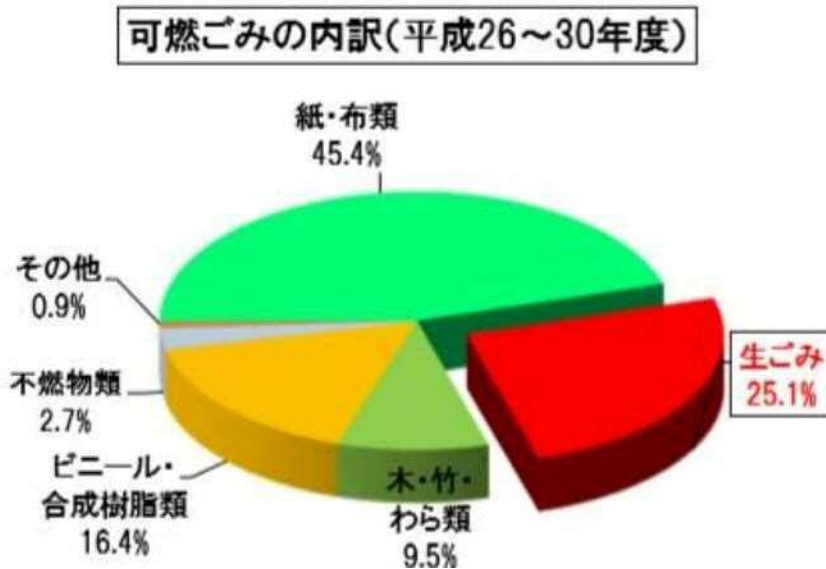
段ボールコンポストの取り組みについて

宇部市全体のごみの現状



- ・可燃ごみは約80%、可燃ごみ減量が課題
⇒ そのうち家庭から出る燃やせるゴミは約6割

燃やせるごみの内訳



- ・生ごみは燃やせるゴミの約1/4

段ボールコンポストとは

段ボール箱を使った生ごみ処理容器

「ビートモス」と「もみ殻くん炭」を入れた段ボール箱の中で、好気性微生物により生ごみを分解し、たい肥を作り出すもの



段ボールコンポストの特徴

- ① 生ごみが減量できる（3カ月で約30kg）
- ② 簡単に始められる
- ③ 臭いがほとんどしない
- ④ 安心安全なたい肥が作れる

段ボールコンポストの課題

- ① 日々に手間がかかる⇒毎日攪拌が必要
- ② 家庭菜園やプランター栽培等をしない人にはメリットがない
⇒たい肥ができてしまうため、処理に困る

段ボールコンポストの販売実績

- ・平26年度の794個から減少傾向にある。
- ・平成30年度実績 普及数405+スタンプカード普及数155個=560個
- ・生ごみ削減量 推定16.8t
- ・販売価格 通常は1,290円である。
- ・宇部市環境衛生連合会各支部での助成額の違いにより、最高1290円、最低500円と違いがあった。
- ・現在の製造販売は社会福祉法人 親生会 うべくるみ園である。
- ・現在の価格は1,590円
- ・助成金額は600円と均一になった。
- ・現在は各地区のふれあいセンター、社会福祉協議会で注文を受けている。地域でのコミュニティビジネスにつながって欲しいと期待している。

今後の展望について

- ① 取り扱い団体が業者から地域環境団体に移行したことにより地域密着性を高める。
- ② 地域の推進グループ（3R講座）や小学校・幼稚園に講習などによって活用を推進し、普及を図っている。はじめて講習会、体験者からのメリット・デメリットを公表している。

まとめ

残念ながら、先進的な取組であったが販売実績が伸び悩んでいる現状であり、成功事例とは言い切れなかった。岩倉市の生ごみ減量化に向けて、より最適な方法を研究していきたい。

やまぐち食べきり運動 in UBEの取組について

① 外食時でできる食品ロス削減 やまぐち食べきり協力店

- ・食品ロス削減など、環境問題に積極的に取り組む飲食店、旅館・ホテルなどを「食べきり協力店」として登録している。
- ・宇部市は山口県No1の登録数 平成27年3月末 13店舗
⇒ 令和元年10月1日 83店舗
- ・協力店は、宇部市HP紹介している

② 宴会でできる！30・10運動

- ・宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーン
 1. 開始後30分間は席を立たずに料理を楽しむ
 2. 終了10分前になったら自分の席に戻り、再度料理を楽しもう
(ラストスパートをかける)
 3. 30・10運動啓発グッズを配布

③ 家庭でできる！10・30運動の日

- ・毎月10日30日は「家庭で取り組む10・30運動の日」
食品ロス全体の約半分を占める一般家庭から食品ロスを削減するための取組
 - 1) 冷蔵庫の中や買い置きしている食品をチェックし、消費期限や賞味期限に近いものの消費や野菜、肉など傷みやすいものを中心とした料理をする。
 - 2) 料理の際、今まで捨てていた野菜の茎や皮などを使ったり、必要以上に作り過ぎないこと等を心がける「エコクッキング」に取り組む。

④ 3R～エコクッキング～

食べ物やエネルギーを大切にす、水を汚さない、ごみを減らす等、環境のことを考えながら「買い物」「料理」「片付け」をすること。宇部市食生活改善推進協議会と協力し、市内各支部でエコクッキング教室を開催している
平成30年度実績 24回 延べ参加者数 411人

⑤ 食品ロス削減啓発イベント「食べきりスタンプラリーin UBE」を開催

- ・10月の食品ロス削減強化月間に合わせ、食べきり協力店と協働した啓発イベント「食べきりスタンプラリー」を10月15日（火）～11月30日（土）の日程で開催
- ・市町単位で行う、食べきり協力店とコラボしたイベントは県内初。
- ・商品は ペア食事券、ソフトドリンクサービス、山口県からエコバックが提供された。

課題

- ・活動内容の周知
- ・食べきり協力店の拡大
- ・市民への効果的なPR
- ・SNSや情報雑誌を活用して、不特定多数の目に留まり、興味を持ってもらう運動にする必要がある。

まとめ

- ・食品ロス削減活動は山口県全体の取組として行われている。
- ・宇部市としての独自の食品ロス削減啓発イベント「食べきりスタンプラリー in UBE」の取組は大変先進的な取組であるため、岩倉市においても、食品ロス削減啓発のための「食べきりスタンプラリー」開催に向けて取り組むべき内容であった。

日 時／令和元年10月10日（木）午前10時00分～11時30分

視察先／滋賀県栗東市

テーマ／栗東100歳大学について

説明者／福祉部 長寿福祉課 課長 松本 正人 氏

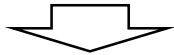
福祉部 長寿福祉課 課長補佐兼係長（保健師）青木 直美 氏

・平成27年年度の調査で都道府県生命表において、滋賀県民の平均寿命は男性1位、女性4位と大変高くなっている。

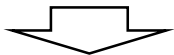
人生100歳時代に目指すもの ～新しい働き方モデルの創出～

栗東市では、高齢化率（65歳以上18.67%、75歳以上8.65%）と低く、要支援・要介護認定率は15.1%と低い状態であった。

・アクティブシニアが多く活躍している。



- ・市民自らが社会の状況を理解し、健康づくりや助け合いなど「自助」「互助」を構築
- ・要介護認定率抑制を図る。
- ・健康寿命の延伸を図る



自ら関心に応じた「学び直し」栗東100歳大学を開学

〈目的〉これからの高齢社会に向けて住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし、高齢者自身が献上を理解して主体的に自立して健康づくりや介護予防、生きがいつくり、社会参加などに取り組み実践継続することにより、健康寿命の延伸を図る⇒学び直し

〈対象〉65・66歳の新規高齢者

【平成27年度：1648人】⇒入学41人、卒業37人

【平成28年度：1470人】⇒入学23人、卒業22人

【平成29年度：1359人】⇒入学14人、卒業13人

※受講者が減少傾向にある

〈期間〉1年間（10月～7月）

〈運営〉公設民営 栗東市が設置し、一般社団法人健康・福祉総研に委託している

⇒理事長 國松義次元滋賀県知事 100歳大学提唱者

〈授業〉週1回年間40回（1コマ90分）

〈カリキュラム〉

1. 総論... 人生100歳時代・現代社会と老い
2. 健康づくり... 運動（体と脳のメカニズム、体操等）、栄養、健康診断
3. 生きがいつくり... 生きがい（趣味・就労・起業）、社会貢献（地域活動、ボランティア）
4. 福祉の実態... 国・市の福祉の実態・現状、高齢者福祉・障がい者福祉の現状
5. 地域の実態（市・自治体の現状と課題、老人クラブの活動、地域の安心・安全の課題）

6. 幸せづくり

と多彩な内容である。

形式は、講義＋実技＋テーブルトーク

卒業生への支援

卒業生を中心とした地域活動を解決できる「新しい活動団体の立ち上げ」を支援している。

- ・健康づくり支援・生活支援の中心的担い手
- ・起業・兼業・副業としての第二の創業
- ・地域の課題の把握から地域に根付いた様々な活動の創出

〈事業費〉介護保険特別会計 地域支援事業費 一般介護予防費

【平成27年度】委託料 1,245千円(24回)

【平成28年度】委託料 1,245千円(40回＋卒業生支援)

別途 高齢者生きがいづくり活動促進事業補助金 1,156千円(厚労省)

【平成29年度】委託料 4,345千円(40回＋卒業生支援)

【平成30年度】委託料 1,951千円(19回)

別途 長寿社会づくりソフト事業交付金 2,662千円

【令和元年度】委託料 3,240千円(30回＋卒業生支援)

〈卒業式〉学長(市長)より卒業証書授与される。

☆ 受講者が減少傾向であったため、第4期から改善を行った

● 目的を変更

高齢者の入り口で老いの基礎を学び、人の経験・知識・能力を活かして地域とつながり、就労・地域活動やボランティア活動など働くシニアを育てます。

● 大学で得られることを追加 「まなび」「きずな」「はたらく」

● 対象者を拡大 65歳以上の市民

男性10名・女性14名が受講

● 授業の変更 基礎科目週1回全30回(1コマ90分)

6科目30講座(老いの基本＋地域の実態と活動)

専攻科目 4科目(地域での具体的なはたらき方)

まとめ

週1回30回になっても、受講するにはハードルが高い状態との指摘がある。全庁的な取組にはなっていないが長寿福祉課の職員の負担になっている側面もあった。

卒業生の中から、県の子育て支援員の資格を取って事業を立ち上げたことなどの実績も出てきているなど、健康寿命の延伸による豊かな人生探求の100歳大学に学ぶべき点は多かった。

日 時／令和元年10月10日（木）午後1時15分～午後2時45分

視察先／滋賀県野洲市

テーマ／債権管理条例について

くらし支えあい条例について

説明者／総務部 納税推進課 課長 橋本 すみ江 氏

納税推進課 9名（正規5名嘱託3名臨時1名）

野洲市債権管理条例

滞納者 ≡ 多重債務者（消費生活） ≡ 生活困窮者 市民生活相談課と納税部局の連携
⇒ 生活再建の視点を踏まえた条例 生活困窮者への支援

<市の債権の性格>

- 公共サービスを支える財源 税
- 公共サービスの対価 料金
- 滞納の補填はいずれも税財源
- 市民生活を支えるための財源(債権)
市民生活を壊してまでは回収しない
滞納を市民生活支援のきっかけ

ようこそ
滞納いただき
ました

滞納は
生活状況の
シグナル

特徴① 生活困窮者支援－1

- ・徴収停止（野洲市債権管理条例第6条）
⇒ 「生活困窮」を理由に徴収停止ができる
⇒ 地方自治法施行令には「ない」

◆ 野洲市債権管理条例（徴収停止）

第6条 市長は、非強制徴収公債権等で履行期限後相当の期間を経過しても なお完全に履行されていないものについて、**地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)**第171条の5各号に掲げるもののほか、**債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けているとき、又はこれに準ずる状態をいう。以下同じ。)**にあり、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

特徴① 生活困窮者支援－2

- ・債権放棄（野洲市債権管理条例第7条） - 「生活困窮」を理由に債権放棄ができる

(債権放棄) ※ 一部抜粋

第7条 市長は、市の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合 においては、当該私債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金の全部 又は一部を放棄することができる。

(1) 当該私債権について消滅時効に係る時効期間が経過したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。)

(中略)

(5) 債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、当該私債権その他の債権について弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(6) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、市長が徴収の見込みがないと認めるとき。

特徴① 生活困窮者支援－ 3

- ・ 債権管理審査会 (同条例施行規則第 14 条)
- ・ 私債権を放棄する (同条例第 7 条) ための債権管理審査会の構成員に市民部生活相談課長も参加
- ・ 生活困窮者支援の視点をここでも入れる

野洲市債権管理条例施行規則 (債権管理審査会)

第 14 条 条例第 7 条に規定する債権放棄の可否を審査するため、野洲市債権管理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 総務部長
- (2) 総務部納税推進課長
- (3) 総務部税務課長
- (4) 市民部市民生活相談課長
- (5) 当該債権を移管前に所管していた所管課長等

特徴② 一元管理

- ・ 納税推進課の役割 (生活再建⇒ 後期のフィルター)
徴収困難な債権 (主に私債権と非強制徴収公債権) について各所管課から債権の移管を受けて管理
 - ※ 税の滞納を整理で取得した知識・経験の活用＝効率化
 - ・ 移管を受けた債権の法的処理
 - ・ 移管を受けた債権 (私債権) の債権放棄
 - ・ 債券所管課が行う債権管理業務への支援 (研修・相談対応)
- ・ 債権所管課の役割 (生活再建⇒ 初期のフィルター)
 - ・ 生活再建にかかる支援を踏まえた納付指導⇒ 市民生活相談課との連携 (野洲市債権管理条例施行規則第 6 条)

債権管理事務の効果

① 何故、今、生活困窮者対策か？

⇒ 差押えによる一時的な徴収よりも、生活再建を経て納税していただく方が、長期的

な納税額が大きい

⇒ 頼りがいのある行政：市民生活の安定こそが今後の長期的な納税意欲につながる。
(行政こそが市民にとってのファイナルディフェンスライン)

◎ 業務の効率化

⇒ 差押えよりも債務整理のほうが納税額を生み出しやすい

(参考) 平成28年～平成30年度(3年間)の実績

- ・市税差押 304人(21,181,106円を換価) ≒ @70,000円
- ・多重債務相談13人(3,072,226円を税金等へ充当) ≒ @236,000円

債権管理事務の課題①

課題◎ 情報の共有化

- ・情報の取得が難しい

⇒ 強制徴収公債権：非常に強力な財産調査権(国税徴収法141条等)

⇒ 私債権や非強制徴収公債権：限られた調査権(同じ公の債権なのに)

- ・税情報の活用が難しい

⇒ 地方税法第22条による守秘義務の壁

他の自治体等から情報提供を受けるのも困難

滞納者の生活状況を総合的に判断できない…

債権管理事務の課題②

課題◎ 生活困窮者の市民生活相談課への誘導

- ・困っている市民を市役所から見つけて生活再建に繋げ、生活改善・納付へと導く

1) 困っている市民は自ら相談に来ない(これない)

2) 市民の情報を活用し、相談(生活支援)に繋げる

⇒ 対応

- ・各課の納付相談等における対応研修

- ・税の督促状に案内チラシを同封する

- ・頼りがいのある市役所のアピール

A) 支援する者が積極的に対象者を発見する

B) 滞納を市民からのSOSとして捉える

C) 強い調査権限を持つ強制徴収公債権が先頭に立って情報収集する(※情報共有には壁がある)

◎ 実績(成果)

- ・生活困窮者の新規相談件数

平成30年度 315人

- ・相談経路

関係機関等(主に福祉・税)からの紹介：179人

内、納税推進課からの紹介：29人

⇒ 債権管理条例の取組により、庁内連携の仕組みが強化された。

㊦ 具体的事例

- ※ 多重債務などある市民に対して、弁護士と連携して債務整理をし、過払金がないか調査、家庭再建に向けたきめ細やかな相談・支援・資金貸付のあっせんを行っている。
- ※ 子どもがいる世帯であれば、給食費がはらえているか？就学援助を受けているのか？受けていなければ申請を支援する。また、自宅に自分の部屋がない子どもには学習支援 YaSchool に誘う（毎週水曜日の夜2時間）
- ※ 失業している市民には、就労支援と生活支援を一体的に提供し、就労を共に目指すことにしている。

野洲市くらし支えあい条例

☆ 基本方針と目的

「売り手よし（事業者）、買い手よし（消費者）、世間よし（地域）」。近江商人の精神である三方よしの伝統を継承し、事業者と消費者がともに満足し成長することで地域社会の健全な発展を目指すことを条例の基本方針としました。

併せて、消費者トラブルを始めとする市民のくらしに関わる様々な問題の発生の背景にその人の貧困、認知症、障害、家庭問題、孤立、その他の生活上の諸課題があることが多いことを踏まえて、消費者トラブルの解決のみならず、生活困窮者等を支援することにより、安全かつ安心で市民が支えあうくらしの実現に寄与する事を目的としました。

条例でこのような取組が行われています。

㊦ 三方よし経営を促進します。

- ・事業者等に消費者トラブルを防止するための情報や研修の機会を提供します。
- ・事業者等と消費者の間で、商品等の情報交換をする機会を作ります。
- ・三方よし経営を推進するために事業者等が守るべき基準を自主的に策定することを奨励します。

㊦ 消費者トラブルに対する解決力を強化します。

- ・消費者から苦情相談があったときには事業者等に対し、消費生活センターへの来庁や説明又は商品等の品質、表示、営業の方法等に関する資料を提出するよう求めることができます。これを拒んだ場合、消費者の同意があれば、苦情の内容や事業者名等の公表ができます。
- ・野洲市内に営業所がある事業者への苦情については、他市の消費生活センターから協力を求められたときには、協力してあっせんをします。
- ・事業者の違反行為を発見したときは、行政手続法および行政手続条例に基づき、所管する機関に通知し、しかるべき処分や行政指導を要請します。またその結果を公表します

㊦ 消費者トラブルの未然・防止拡大に取り組みます。

- ・事業者が野洲市内で訪問販売を行うときは、市の登録が必要となります。

- ・訪問販売の勧誘を受けたくない人は、あらかじめ訪問販売お断りステッカーを貼るなどの意思を示すことで、訪問販売を断ることができます。
- ・消費者トラブルの発生や被害の拡大防止のため、事業者等に対して、商品等の品質や表示、営業の方法などについて改善をするように要請します。また、その要請内容や事業者等からの回答などについて公表することができます。
- ・消費者トラブル解決に向けて国民生活センターなどが実施する商品テストを依頼し、その実施結果等を公表します。
- ・消費者トラブルを防ぐために、市と事業者等の間で販売の方法や契約内容などについて協定を結びます。

④ 生活困窮者への支援の拡充

- ・借金がある、税金が払えない、働きたいが仕事が見つからない、家族がひきこもっているなど市民の暮らしに関わる様々な問題に対し、困っている、困っていそうな市民を発見し、市役所と地域の総合力で課題解決のために必要な支援をします。
- ・専門的知見の活用により支援を効果的に行うため、弁護士・司法書士などの専門家や関係機関により構成する野洲市支援調整会議を設置します。
- ・市役所各部署の連携をより強化し総合的に支援するため、市の関係機関に属する全ての職員により構成される野洲市市民生活総合支援推進委員会を設置します。

⑤ 見守り活動を強化します。

- ・配慮を要する市民が地域で安心してくらすよう、市が見守りに協力する事業者、NPO法人、自治会などの団体と見守りについての協定を結び、見守りネットワークを構築します。
- ・高齢者や障がい者など消費者トラブルに遭いやすい市民をその被害から守るために、野洲市消費者安全確保地域協議会を作ります。

まとめ

債権管理条例では、**ようこそ、滞納していただきました**という考えのもと、**滞納を市民からのSOS**として捉え、**滞納は生活状況のシグナル**である。ようこそ滞納していただきましたという思いで困っている市民を市役所から見つけて生活再建に繋げ、生活改善・納付へと導くための生活の視点を踏まえた条例であった。また、一人一人の市民の状況に応じた支援を展開しながら、納税できるまでにしていく市の職員の姿勢と体制、連携体制、弁護士、司法書士などの専門家も引き込み動いてもらうパワーは本市の職員も見習う必要がある。債権管理条例は、本市においても有効な取組であると考えている。

くらし支えあい条例では、野洲市内で訪問販売するときは事前に登録が必要な取組であり、消費者トラブルを未然に防ぐことを行政が前面に立ったことは画期的である。

また、債権管理条例でも積極的に取り組まれていたが、更に生活困窮者への支援の拡充を明確にしているところも画期的である。本市でも昨年からは消費者生活相談が開設されているが、担当は商工農政課、自立支援事業は福祉課、生活困窮者自立支援相談はNPOワーカーズコープに委託しているため、更なる連携が必要であると考えている。